

Title	都市における地区レベルの環境整備計画の策定・支援システムに関する研究
Author(s)	田中, 晃代
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.11501/3161860">https://doi.org/10.11501/3161860</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	田 中 晃 代
博士の専攻分野の名称	博 士 (工 学)
学 位 記 番 号	第 1 4 9 5 2 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 11 年 9 月 30 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 工学研究科 環境工学専攻
学 位 論 文 名	都市における地区レベルの環境整備計画の策定・支援システムに関する研究
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 鳴海 邦碩 (副査) 教 授 盛岡 通 助教授 藤田 壮

## 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近年益々その必要性が強く認識されつつある既存市街地の環境整備を推進するために、どのような空間レベルの計画が必要とされ、その策定および展開にあたって如何なる方法が有効であるかについて論じたもので、内容は本編 8 章からなる。

第 1 章では、都市の既存環境の整備を推進する上で、地区レベルの計画が必要であることを、近年の都市計画論を参照しつつ論じるとともに、わが国における地区レベルの環境整備計画の展開を具体的かつ経年的に追い、計画論的観点から整理を行っている。

第 2 章では、都市の地区レベルの環境整備に関して、市民が想起する環境整備課題にはどのような類型があり、それに対して市民がどのような対応姿勢をもっているかについて、那覇市における地区ビジョンづくりを事例に分析している。

第 3 章では、地区レベルの環境整備計画を位置づける国の法制度である地区計画制度について、その運用上の限界とそれを克服するための地方自治体独自の試みに関して、交野市における「景観まちづくり条例」および箕面市における「まちづくり推進条例」を事例として分析している。

第 4 章では、地方自治体独自に制定されているまちづくり関連条例に関して、その動向および特徴について全国レベルで経年的に分析するとともに、条例における地区指定の類型、地区計画との関連性、および住民の参加形態等について分析を行っている。

第 5 章では、まちづくり関連条例のなかでも特に地区レベルの計画策定を重視している景観条例およびまちづくり条例を取り上げ、まちづくり活動を担う主体とそれに対する行政による支援の方策について、関西の 2 県および 9 市の条例を事例に分析している。

第 6 章では、まちづくり条例を制定し他市に先駆けて積極的に住民によるまちづくり提案作成支援を行っている神戸市および豊中市を事例に、まちづくり支援体制に関する比較分析を行っている。

第 7 章では、前章での考察を踏まえ、地区レベルの環境整備計画策定の諸段階における支援の実態とその効果につ

いて、豊中市を事例に分析している。

第8章では、一連の考察で得られた知見を取りまとめるとともに、地区レベルの環境整備計画の策定過程に段階性が存在し、それぞれの段階にふさわしい支援が必要であることを論じている。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、都市における既成市街地の環境整備計画の立脚すべき空間レベルおよびその内容、さらには計画策定の主体とその行政支援のシステムに関する基礎を得ることを目指し、まず、これまでの地区レベルの環境整備計画を計画論的観点から整理・分析し、さらに具体的な地区ビジョンづくりの試みを事例に市民が想起する環境整備課題の類型化を行ない、次いで、地方自治体が独自に制定しているまちづくり関連条例を対象として、その制定の動向および特徴について全国の自治体の事例を経年的に分析するとともに、関西地域における先進事例を対象としてその運用実態を分析した知見を取りまとめたものである。得られた結果を要約すると以下の通りである。

- (1) わが国における地区レベルの環境整備計画の展開を経年的に追い、計画論的観点から整理・分析することによって、地区レベルの計画には、計画内容および計画対象の空間的範囲の点から、①近隣住区レベルの空間的広がりをもつ第一段階、②まちづくり提案や構想作成の対象となる中間的なレベルの空間的広がりをもつ第二段階、③事業を実施するための合意形成レベルの空間的広がりをもつ第三段階があり、初期の環境整備を目指すまちづくりにおいては、第一段階ないし第三段階しか見られなかったが、1980年代以降、第二段階が見られるようになったことを明らかにしている。
- (2) 那覇市における地区ビジョンづくりを事例に、市民が想起する1499件の課題を類型化し、29タイプの課題群を得、それらに対する市民の対応姿勢の分析から、その解決のために市民が主体的に取り組むことができると考えている課題群と、市民の行政への陳情・要望の対象になる課題群とがあることを明らかにしている。
- (3) 環境整備に関連する地方自治体条例の制定は昭和40年以降増加の一途をたどっており、その動向および内容を分析することを通じて、まず、地区レベルの環境整備への市民・住民の関心を醸成するためには景観づくりを契機とすることが有効と認識されるようになったことから「景観条例」が制定され、さらに、より総合的な対応の必要性が認識されてきたことを背景に「まちづくり条例」が制定されるようになり、とりわけ近年、まちづくり活動の誘導やそれに対する行政支援の内容を含んだ条例の制定が急激に増加していることを明らかにしている。
- (4) 自治体条例に基づいて行われている地区レベルの環境整備計画策定の過程について、神戸市と豊中市を事例に分析し、前者では、先に述べた地区レベルの計画の第三段階に位置づけられる計画策定活動に対して初動期からの支援が行われているのに対し、後者では、第一段階から順を追って第三段階へと展開されていることを明らかにし、それぞれの段階における支援内容と計画策定の推移の分析から、市民・住民が想起する環境整備課題を育てていくという点からは後者の手法が有効であることを示唆している。
- (5) 以上のような知見を踏まえて、都市における既成市街地の地区レベルの環境整備計画の策定とその支援システムについて、立脚すべき空間レベルおよびその内容、さらには計画策定の諸段階における支援内容について、とりわけ行政側が整備・改善すべき方向について提言している。

以上のように、本論文は、環境計画の基本的な課題の一つである既成市街地の地区レベルの環境整備計画について、市民・住民が想起する環境整備課題を具体的な整備事業に展開していく観点から、条例という制度的な枠組みに基づくことを前提としつつ、環境整備計画の方法論に係わる課題を提示するとともに課題解決のための提案を行っており、環境工学の発展に寄与する所大である。よって本論文は博士論文として価値あるものと認める。